

す逆安らもゆやをに権協え「もな請にしが控控判しもなあて政る的婦れ反る、確解に定、主あい求よ、適訴訴決た「いる「府

た2 を 億 の 婦た を請月 一婦た裁判 ソ も日 主 本政 地 · 才20

双判について「国際刊版だった。菅政権に、別の訴訟で元慰に、別の訴訟で元慰に、別の訴訟で元慰がに対して日本政府がに対して日本政府がに対して日本政府がにがした判決を出しての1月判決を出してのがある。 手の 千万円)の賠償を

はけ適回手こソ「国」示しき、う。置てあ完の問べうの写先だ用の法のウ主の国してな断な我を国る全日題き中裁国で、し判で原ル権裁際て容いじ判が採際。か韓にとで判際ろま、決、則中免判法いる法だつ請つ考こ権法、た原で原を山降権でなり、 ないことを明確とと、日本政府入れることは 1

た原で原を央除権でた、告は告適地には、 には、の服 ソの逆の用裁の服 カリカル がある 1 が で 1 が で 1 が で 2 に で 1 が で 2 に で 2 に で 2 に で 3 に で 4 に で 3 に で 4 1則な権 に中とのとい月がい国 の関ーし原し、 と判あと家 日連地た則 い決るいは 本し裁わを今うはがう他

、確解に定

もるだら からで性婦月いなつ間韓間ののたす慰は、則がえるえ かとかで性婦のるる最の請題裁談訳る安不の方をで、認意いこと終請求に判話で賠婦明原り発回適こ認れい ら確不、認意いこと的求権加はには償らだ則、し、の用れめがい 問も府も

ぐざる れの韓間に韓 ば取請題は間 り求を `の ら 決権 最韓間